



® 平成31年 4 月 1 日 (月)
No. 14902 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [大阪地裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《大阪地方裁判所》

特許権侵害差止等請求事件

「薬剤分包用ロールペーパー」事件-「●●●に用いられる～」というクレームについて、●●●に実際に使用されるか否かは
充足性判断に影響しないとした事例(“サブコンビネーションクレーム”特許の(間接)侵害が認められた事例)[上](全2回)

—平成28年(ワ)第6494号、平成30年12月18日判決言渡(谷裁判長)—

【事案の概要】

被告製品は、プラスチック製の筒部に薬剤分包用シートを巻いたものであり、ユーザが、この筒部の軸芯中空部分に、原告製の薬剤分包用ロールペーパーの使用済み中空芯管を輪ゴムを巻いた状態で挿入することにより、両者が一体化される(=「一体化製品」)。本件では、この「一体化製品」が“サブコンビネーションクレーム”発明の技術的範囲に属するかが問題となった。

その他、一体化は利用者が行うため、特許権者は間接侵害を主張した(「のみ」要件、成立)。また、明確性要件違反、進歩性欠如、損害論が争われた(本稿では省略)。



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー
電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

代表社員 弁理士 金井建
後藤山 藤 晴男
弁理士 口康
弁理士 岡幹久
弁理士 亀岡裕之
弁理士 金橋本
弁理士 松宮尋
弁理士 伊藤和
弁理士 大日方幸

代表社員 弁理士 浅池昌
水本 幸弘
弁理士 白江 光
弁理士 浅野 則
弁理士 篠田 郎
弁理士 中田 宏
弁理士 林 登
林 子

会長 弁理士 浅山皓
平望 子
弁理士 望月次
弁理士 望中理
弁理士 望中理
弁理士 望中理
弁理士 望中理
弁理士 望中理

弁理士 井上洋一
弁理士 下村克
弁理士 大塚一
弁理士 岩見晶
弁理士 田原亮
弁理士 野田太
弁理士 野田太

浅村法律事務所

所長 弁理士 浅村昌弘
弁理士 和田高

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

弁理士 後藤晴男

弁理士 松川直樹

弁理士 和田研史

【特許請求の範囲、論点、本判決の概要、関連裁判例の紹介（サブコンビネーションクレーム、用途発明における販売者等の主観に関する考察を含む）】

1. 特許請求の範囲（【請求項1】）

A 非回転に支持された支持軸の周りに回転自在に中空軸を設け、中空軸にはモータブレーキを係合させ、中空軸に着脱自在に装着されるロールペーパーのシートを送りローラで送り出す給紙部と、2つ折りされたシートの間にホップから薬剤を投入し、薬剤を投入されたシートを所定間隔で幅方向と両側縁部とを帯状にヒートシールする加熱ローラを有する分包部とを備え、ロールペーパーの回転角度を検出するために支持軸に角度センサを設け、上記中空軸と上記支持軸の固定支持板間で上記中空軸のずれを検出するずれ検出センサを設け、分包部へのシート送り経路上でシート送り長さを測定する測長センサを設け、ロールペーパーを上記中空軸に着脱自在に固定してその固定時に両者を一体に回転させる手段をロールペーパーと中空軸が接する端に設け、角度センサ及び測長センサの信号に基づいてシート張力をロールペーパー径に応じて調整しながら薬剤を分包するようにし、さらに角度センサの信号とずれ検出センサの信号との不一致により上記中空軸に着脱自在に装着されたロールペーパーと上記中空軸とのずれを検出するようにした薬剤分包装置に用いられ、

B 中空芯管とその上に薬剤分包用シートをロール状に巻いたロールペーパーとから成り、

C ロールペーパーのシートの巻量に応じたシート張力を中空軸に付与するために、支持軸に設けた角度センサによる回転角度の検出信号と測長センサの検出信号とからシートの巻量が算出可能であって、その角度センサによる検出が可能な位置に磁石を配置し、

D その磁石をロールペーパーと共に回転するように配設して成る

E 薬剤分包用ロールペーパー。

2. 論点～“サブコンビネーションクレーム”発明の充足論（間接侵害の「のみ要件」に関する判示の検討は省略する。）

要するに、本件発明は、「構成要件Aの薬剤分包装置」に用いられる、構成要件B～Dの各構成を有する「薬剤分包用ロールペーパー」（構成要件E）である。

構成要件Aの「～に用いられ」というクレーム文言は、サブコンビネーションクレーム¹であるから、「薬剤分包用ロールペーパー」という物の使用態様として、「構成要件Aの薬剤分包装置」と組み合わせて使用する態様を発明特定事項として記述した発明である。

本事件の問題は、本件発明の構成要件B～Dの構成を備える薬剤分包用ロールペーパーが「構成要件Aの薬剤分包装置」に実際に使用される必要があるのか、それとも、「構成要件Aの薬剤分包装置」が存在するとすればこれを用いることができれば足りるのか、サブコンビネーションの相手方に実際に使用されるか否かが充足性判断に影響しないのかである。

先ず、間接侵害の成否とパラレルであれば、間接侵害は第三者の直接侵害が必要であり、直接侵害が無ければ間接侵害は成立しないことと同様に、サブコンビネーションの相手方が存在しなければ非侵害となるという議論が成り立ち得る。しかしながら、本判決は、サブコンビネーションの相手方に実際に使用されることが必要であるか否かと、間接侵害の独立説・従属説とをパラレルに考えず、これを不要とした。（後掲・知財高判（大合議）平成22年（ネ）第10015号「ごみ貯蔵機器」事件同旨）

また、用途発明の充足論とパラレルであれば、用途発明が当該用途に用いるものとして販売等する必要があることと同様に、サブコンビネーションの相手方と組み合わせるものとして販売等することが必要であるという議論が成り立ち得る。しかしながら、本判決は、サブコンビネーションクレーム発明と用途発明とをパラレルに考えなかった。

以上に対し、本判決の具体的事案を離れて、①サブコンビネーションクレームの特許権侵害となるためにはサブコンビネーションの相手方と組み合わせて用いるものとして販売等することが必要か（当